

船舶事故等調査報告書

平成21年6月25日

運輸安全委員会(海事専門部会)議決

事故等番号	2009門第44号	
事故等名	漁船第八十八安栄丸乗揚	
発生年月日時刻	平成20年8月25日17時00分ごろ	
発生場所	大韓民国統営(トンヨン)港 (概位 北緯34° 49.8′ 東経128° 23.9′ )	
事故等調査の経過	調査の概要:平成21年3月16日門司・地方事故調査官が海難報告書入手、4月9日 船長から口述聴取 原因関係者からの意見聴取:意見なし	
事実情報	船種・船名・総トン数 漁船 第八十八安栄丸 324トン 船舶番号 120730 船舶所有者等 住宝丸活魚運搬株式会社	
乗組員等に関する情報	船長 五級海技士(航海)	
負傷者	なし	
損傷	推進器損傷	
事故等の経過	本船は、船長外5人が乗り組み、タイなどの活魚25トン積み、水深などを調査せず大韓民国統営港に入港して揚荷作業を開始した。揚荷作業を続けていたところ、平成20年8月25日17時00分ごろ、船底が海底に抵触し左舷側に傾き始めたが、そのまま荷役を続けた。作業終了後、船倉やバラスタンの海水を抜き、船体を浮かせて、同日20時40分ごろ出港した。港外で船底の潜水調査をしたところ推進器の先端部が曲がっていたが、航行に支障はなかった。 当時の喫水は、船首約3.2m、船尾約4.0mで、潮候は下げ潮の初期にあたり、潮高は約85cmであった。	
分析	気象・海象の関与 乗組員等の関与 船体・機関等の関与 判明した事項の解析	なし あり なし 本船は、港内の水深や潮汐の調査を行わなかったものと考えられる。 荷役作業中、乗り揚げたにも拘らず、荷役作業を続行したの と考えられる。
原因	本事故は、本船が荷役作業中、港内の水深や潮汐の調査を行わなかったため、船底が乗り揚げたことにより発生したのと考えられる。	
その他の事項	なし	